

[資 料]

施設見学記録（平成27年分）

永 田 憲 史

平成24年分 64巻5号
平成25年分 65巻1号
平成26年分 65巻2号
平成27年分 本号

一、はじめに

本号では、平成27年（2015年）に訪問した施設の見学記録を掲載する。同年に訪問した施設は、G児童自立支援施設及びH少年院である。

二、G児童自立支援施設

G児童自立支援施設は、県立で、小舎夫婦制（夫婦小舎制とも言う）を採用している施設である。

児童自立支援施設は、「不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする」施設である（児童福祉法44条）。

G児童自立支援施設では、入所児童の大半が中学生であり、小学生は参観日現在2名に留まっていた。例年、小学生の多くは6年生であり、中学生は2、3年生が中心である。入所児童の男女比はおおよそ3:1である。

入所時期を見ると、毎年、7月又は8月頃から入所児童が増える傾向にある。入所時の学年は中学2年生が半数近くを占めている。これは、中学2年生の夏休みに問題行動が高じることが多いためと推察される。

入所期間は、半年から2年未満が8割を占めている。自立支援が達成されたとされつ

つも他の施設に措置変更等される児童の割合が増加しており、多い年で15%程度に達している。

入所経路は、都道府県による措置によるもの（児童福祉法27条1項3号）がおおよそ4分の3、家庭裁判所による送致によるもの（少年法24条1項2号）がおおよそ4分の1となっている。

入所理由は、家出・浮浪、自動車盗以外の窃盗、恐喝・暴力、性的非行が約6分の1ずつを占めている。

入所児童の保護者は、実母のみである場合が半数を超えており、実父実母である場合は約4分の1にすぎない。虐待を受けていた児童が3割余りを占めており、そのうち約半数が身体的虐待を受けている。

入所児童の約4割が発達の問題を抱えており、このうち、軽度知的障害、ADHD、広汎性発達障害が大半を占めている。

非行レベル、知的程度、出身小中学校の児童や不良仲間等の有無を勘案しながら、配属先の寮を決定している。

全寮を夫婦制で運営している。かつては、夫婦職員の休日に児童を交替寮に移して交替職員が指導に当たっていた。現在は、交替寮を使用しないようになり、夫婦職員が運営している寮に交替職員が入って指導に当たっている。これは、児童の生活の場である配属先の寮から夫婦職員の移動のたびに児童が交替寮へ移動することで、児童にとって生活の場が不安定になることを避ける意味があるように考えられる。このことは、発達障害等を抱える児童にとって、特に有益であるように思われる。

起床は、平日が午前6時30分、土曜日が午前7時30分、日曜日が午前8時である。就寝は、曜日を問わず午後10時である。

無断外出の発生件数は10年ほど前と比べて3分の1から10分の1程度まで減少した。これは、発達に問題を抱えた児童が増加するに伴って、無断外出をする児童が減ったためである。

児童福祉法の改正（平成9年法律第74号）により、入所中の児童を就学させなければならぬとされ（同法48条）、義務教育の保障が要求されるようになったが（「児童養護施設等における児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に係わる留意点について」平成10年2月24日厚生省児童家庭局長児発第95号、「児童自立支援施設に入所中の児童に対する学校教育の実施等について」平成10年3月31日文部省初等中等教育局中学校課長教育助成局財務課長通知10初中第39号参照）、G児童自立支援施設は、昭和40年代から

施設見学記録（平成27年分）

学校教育を部分的に導入していた。昭和末期には、施設内に近隣の公立小中学校の分教室が設置された。現在、1時限は45分とされており、平日は5時限の授業が実施されている。学校教育が導入されて施設職員と教員との間の情報共有や意思疎通が課題となっている施設も存在するところ、G児童自立支援施設では、毎日、授業後に施設職員が児童の学校での様子を教員から聴き取ることで情報共有を図り、児童の指導に活かす工夫がなされている。

近時、中学卒業後に就職する児童が大きく減少し、高校へ進学する児童が増加している。進学先の高校としては、全日制高校、通信制高校のほか、多部制高校の割合が増加傾向にある。

施設は郊外にあり、周囲は工場等があるものの、おおむね閑静である。敷地は平坦地にあり、大規模な農場はないものの、敷地内に果樹園を有している。寮は、いずれも平成に入ってから建て替えられたため、比較的新しい。

学校教育を早い段階から導入していた施設ということもあって、職員と教員の意思疎通が図られている様子が窺われた。もっとも、教室はやや古いタイプの造りであり、廊下の様子が教室から丸見えであったり、他の教室の音がかなり聞こえてしまったりする等、発達障害等を抱える児童が集中して学習に取り組むことができるのか、やや懸念を抱いた。発達障害等を抱える入所児童が一定の割合を占めていることを考えると、入所児童が集中して学習に取り組むことができるような改修が必要ではないかと感じた。

三、H少年院

収容定員に対する在院者の割合は、平成22年（2010年）には8割を超えていたものの、その後、漸減し、近時、5割を若干下回る程度となっている。

送致事由別に見ると、窃盗、虞犯、傷害、覚せい剤取締法違反の順が多い。危険ドラッグが市中で流行しているものの、今なお、覚せい剤取締法違反による送致が薬物事犯では中心を占めている。覚せい剤取締法違反で送致されていない者も含めると、覚せい剤の使用経験がある在院者は3割を超えている。薬物濫用が大きな問題であり、その背後にある少年の自尊感情の低さが窺われる。

短期の矯正教育課程とそれ以外の矯正教育課程の比率は、およそ1:3である。

新しい少年院法（平成26年法律第58号）の施行にあわせて、処遇段階が再編されたため、その説明を詳しくしていただいた。H少年院における標準的な処遇期間を見ると、自己の問題改善への意欲の喚起を図る指導を行なうものとされている3級においては、

短期の矯正教育課程では4週間、それ以外の矯正教育課程では2か月間とされている。問題改善への具体的指導を行なうものとされている2級においては、短期の矯正教育課程では前期4週間及び後期4週間、それ以外の矯正教育課程では前期3か月間及び後期3か月間とされている。社会生活への円滑な移行を図る指導を行なうものとされている1級においては、短期の矯正教育課程では8週間、それ以外の矯正教育課程では3か月間とされている。従って、短期の矯正教育課程では5か月間、それ以外の矯正教育課程では11か月間が出院までの標準的な処遇期間として想定されている。

少年は、短期の矯正教育課程では1週間ごとに、それ以外の矯正教育課程では1か月ごとに所定の項目を5段階で評価され、それらを踏まえて5段階の総合評価が実施されている。

職業指導として、職業生活設計指導科のほか、情報処理科、介護福祉科、農園芸科等を設置している。このうち、情報処理科では、ワープロ検定の受験・合格を目指している。また、介護福祉科では、介護職員初任者研修課程の修了を目指している。実習先の確保に苦勞する施設が少なくない中、H少年院では実習先を確保できている。このほか、フォークリフト運転特別教育講座や危険物取扱者試験講座を開設し、資格取得を促している。資格を取得することは、出院後の就職の場面で役立つだけでなく、少年の自尊感情を高めるという効果があると思われ、有益であると考えられる。

義務教育課程においては、原籍校の卒業証書を渡すこととしている。これは、少年院に入院していた事実を卒業証書から窺わせない点で少年の社会復帰に資するものと思われる。

被害者の視点を取り入れた教育として、特定非営利活動法人いのちのミュージアムが実施している「生命のメッセージ展」を施設内で開催する等している。

社会貢献活動として、近隣の公園の清掃を行なっている。

保護者会を実施しており、半分以上の親が参加している。また、家庭寮において家族との宿泊面会を実施している。家族からの信書がおおむねよく届いている。

新しい少年院法の施行により、自弁書籍の購入ができるということで、雑誌を購入する少年がかなり目立っている。欲しいものをすぐ買ってしまおうという面が見受けられるため、金銭管理等の観点からやや懸念を抱いていることが窺われた。

処遇の現場での実感として少年や少年を取り巻く問題性は、従来と変わらないと感じているとのことであった。明日も同じような1日がやってくるという安定感を社会内で体験できていなかった少年が圧倒の多数を占めているため、そのような安定感を抱かせ

施設見学記録（平成27年分）

ることが処遇上大切であると考えていると話されていた。一方で、従来に比べて、集団処遇よりも個別対応が必要な場面が増えているとのことで、収容率が低下しているものの、職員の負担が直ちに軽減されるわけではないことが窺われた。

少年院入院者が減少傾向にある中、少年院の整理統合も検討課題の1つとなっているようである。しかし、過剰収容の状況が改善して相当の時日が経過したわけではない。また、これまで十分に着目されてこなかった発達障害が処遇上着目されるようになるなど、少年自身が抱える問題が小さくなっているわけではない。さらに、非行少年を取り巻く状況が大きく好転したわけでもなく、子どもの貧困の問題がより深刻化するなど、むしろ、状況は悪化していると言いうる。このような状況からすれば、これまで以上によりきめ細かい処遇を行なう必要性は高まっており、収容定員に対する在院者の割合が減少していることは処遇上好機であると考えらるべきであろう。そもそも、少年院は刑務所に比べて偏在して設置されており、整理統合が行なわれれば、保護者による面会や帰宅環境の調整が今以上に困難になることは予想に難くない。それゆえ、少年院の整理統合は行なうべきではなく、処遇技法の一層の向上や職員の錬成を図るべきである。

* 御多忙の折、参観及び訪問のお世話をいただいたG児童自立支援施設及びH少年院の職員の皆様にこの場を借りて厚く御礼を申し上げます。